

空き家を生まないまちづくりネットワーク 規約

第1条 (名称)

本組織は「空き家を生まないまちづくりネットワーク」と称する。

第2条 (目的)

本組織は、空き家の発生抑制に向けた活動を行う団体のためのプラットフォームであり、発生抑制に向けた活動の活発化・高度化を図り、持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

第3条 (活動内容)

本組織は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 本組織及び参加団体による情報発信
- (2) 参加団体同士の活動内容・情報の共有
- (3) 参加団体の活動の支援
- (4) そのほか第2条の目的を達成するために必要な活動

第4条 (会員の種類)

本組織の会員は、以下の2種類とする。

- (1) 一般会員

第2条の目的に賛同する者で、空き家の発生抑制に向けた活動を行う者

- (2) 賛助会員

第2条の目的に賛同する者で、空き家に関する活動実施の有無にかかわらず、本組織の活動を支援し協力する者

第5条 (入会)

- 1 本組織への入会を希望する者は、所定の申込方法により代表理事に申し込まなければならない。
- 2 公序良俗に反する行為を行う者、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）は、この会に入会することができない。
- 3 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を代表理事へ届け出なければならない。
- 4 会員が本組織の目的に反する活動をし、本組織の名誉を著しく損なったとき、またはほかの会員への迷惑行為があったときは、役員会の議決により、これを退会させることができる。

第6条（会費）

- 1 一般会員の入会金、年会費は不要とする。
- 2 賛助会員は、総会において承認された場合に、会費を納めることとする。
- 3 会費の額及び納入方法等については、役員会で決定し、別途定めるものとする。

第7条（役員）

本組織に以下の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
 - (2) 理事 若干名
 - (3) 監事 1名
- 2 代表理事は理事の中から理事の互選によって選任する。
 - 3 代表理事は、本組織を代表し、本組織を統括する。
 - 4 理事は、会務の執行にあたる。
 - 5 監事は、本組織の会計を監査する。
 - 6 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 7 役員は、すべて無報酬とする。

第8条（総会）

- 1 総会は、会員で構成し、本組織の最高議決機関とする。
- 2 総会は、代表理事が召集し、代表理事が議長になる。
- 3 総会は、本組織の事業及び運営に関する基本的事項について審議し決定する。
- 4 総会は、代表理事が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。

第9条（資産の構成）

本組織の資産は、会費、寄付金、その他の収入をもって構成する。

第10条（事業年度）

本組織の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条（規約の改正）

本規約の改正は、総会において出席した会員の3分の2以上の同意をもって行う。

第12条（解散）

本組織を解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を要する。

第13条（事務局）

本組織の運営事務局は、中電技術コンサルタント株式会社に置く。

第14条（その他）

- 1 この規約に定めるもののほか、本組織の運営に必要な事項は、代表理事が別に定める。
- 2 規約を変更するときは、総会において審議し議決を経なければならない。

附則

この規約は、令和7年4月1日から施行する